

見積条件

1. 歩掛参考見積の内容

1-1 基本事項

- (1) 歩掛参考見積は、愛知用水地区都市用水事業計画策定業務(仮称)(以下、「本業務」という。)を作成するにあたり、各作業項目の直接人件費について、歩掛参考見積を依頼するものです。
- (2) 本業務に係る直接経費、間接経費、一般管理費等については、独立行政法人水資源機構が定める「積算基準及び積算資料(調査等編)」に基づき積算します。
- (3) 本業務は2か年工期を予定しております。各作業項目の実施目安時期については、別紙3「愛知用水地区都市用水事業計画策定業務 工程表(概要)」を参考とし、ご回答ください。愛知用水事業の水道用水及び工業用水の事業効果算定を行い、国土交通省及び経済産業省の事業評価資料作成のための直接人件費について歩掛参考見積を依頼するものです。

1-2 作業項目及び作業内容

(1)資料の整理

本業務を行うための資料収集及び貸与資料の内容を把握するものとします。

愛知用水二期事業の再評価資料を参考に本業務に関する業務目的及び業務内容を十分に把握するものとします。

次期愛知用水事業工事計画については他業務での対応とし、資料を提供するものとします。工事概要については、別紙4「工事計画補足説明資料」及び参考図「愛知用水事業概要図」を参考としてください。なお、前回事業の再評価資料については当初に貸与するものとします。

・愛知用水二期事業 再評価資料(上水・工水)

(2)費用対効果算定

事業により生み出される効果を整理し、総費用の算定、総便益の算定及び費用便益比の算定を行うものとします。

※次期愛知用水事業の総費用の算定については、別業務にて対応とし、資料を提供するものとします。その資料を基に水道用水及び工業用水相当分の総費用を本業務

で算定するものとします。

※次期愛知用水事業のうち、水道用水及び工業用水に関連する「幹線水路の地震対策及び老朽化対策費用」を総費用とします。

(3) 事前評価資料作成

上記(1)及び(2)を基に、水道用水においては「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改訂について(令和6年6月27日 国官総第29号(国官技第107号))」、工業用水については「工業用水道事業に係る政策評価実施要領(令和7年2月17日20250123経局第1号)」に基づき、事前評価資料を作成(事前評価委員会用のパワーポイントの作成を含む)するものとします。

※工期中に国土交通省及び経済産業省が様式を改めた場合には最新様式に沿うものとします。

※農林水産省の事前評価資料は他業務での対応となります。

(4) 費用対効果算定及び事前評価資料の精査(令和8年度時点修正)

上記(2)及び(3)について、令和8年度時点労務単価や資材単価の時点修正等を行うものとします。

(5) 照査とりまとめ

各作業項目の照査を行い、とりまとめのうえ、報告書を作成します。